

高原町お試し滞在宿泊費等助成金交付要綱

平成25年5月15日

企画政策課

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の定住人口の増加を図るため、本町への移住定住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行う者に対し、宿泊、レンタカーの借上げの費用の一部を予算の範囲内で助成するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和41年高原町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) お試し滞在 本町に移住を検討する者が、住居又は仕事を探す活動を行うために本町に短期間滞在することをいう。

(2) お試し滞在宿泊施設 お試し滞在を行う者が利用する高原町観光関連施設又は北きりしま田舎物語推進協議会に登録している民泊農家（以下「民泊農家」という。）のうち、本事業の主旨に賛同する町内の民泊農家、若しくは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を行う施設、ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当する営業を行う施設を除く。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、町外に住所を有する者で、お試し滞在宿泊施設（以下「町内宿泊施設」という。）に宿泊し、次の各号のいずれかに該当する活動（以下「助成対象活動」という。）を行うものとする。ただし、助成対象者にあつては、事前に町に対して移住に関する相談を行った者に限る。

(1) 本町への移住定住を目的として、町内で住居又は仕事を探す活動

(2) 本町への移住定住を目的として、町内の地域情報を収集する活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、本町への移住定住を目的とした活動であつて、町長が特に認めるもの

(助成金の額)

第4条 助成対象者及び同行者（助成対象者ととも本町に移住することが見込まれる者をいう。以下同じ。）が助成対象活動のために町内宿泊施設に宿泊した場合の助成金（以下「宿泊助成金」という。）の額は、基本宿泊料金実費額（ただし1泊の場合、1組15,000円限度、2泊の場合、1組30,000円限度とし、かつ、連続して2泊を限度とする。

2 町内滞在期間中のレンタカーの借上げに要した経費（1日5,000円、3日間を限度

とする。)ただし、燃料費は助成対象者負担とする。

3 助成金の交付は、同一年度内において対象者1人あたり1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高原町お試し滞在宿泊費等助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、助成金の交付対象となる日の1週間前までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(1) 申請者の現住所を証する書類の写し

(2) 誓約書兼宿泊者名簿(様式第2号)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金及び町の移住支援策等に関する説明を町から受けなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査した結果、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定し、速やかに高原町お試し滞在宿泊費等助成金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第7条 申請者は、規則第10条第2項の規定により、申請した事項が変更又は中止になった場合は、速やかに高原町お試し滞在宿泊費等助成金変更(中止)承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更(中止)承認申請があった場合において、その内容を審査した結果、内容の変更又は中止の可否を決定し、高原町お試し滞在宿泊費等助成金変更交付決定通知書(様式第5号)又は高原町お試し滞在宿泊費等助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により町長の定める軽微な変更の範囲は、第4条の規定により算出した助成額の20%以内の増減とする。

(交付方法)

第9条 助成金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第10条 助成金の交付の決定を受けた申請者は、助成対象活動終了後14日以内に、高原町お試し滞在活動報告書(様式第7号)に下記の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 宿泊助成金を受ける場合 宿泊費の領収書の写し又は、宿泊費を証する書類の写し

(2) レンタカー助成金を受ける場合 レンタカー使用料の領収書の写し

(交付確定)

第 11 条 町長は、前条の規定による報告を受け、その内容を審査した結果、適正であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、高原町お試し滞在宿泊費等助成金交付確定通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた者は、高原町お試し滞在等助成金請求書（様式第 9 号）により助成金を請求するものとする。

（助成金の交付）

第 13 条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を助成対象者に交付するものとする。

（決定の取消し等）

第 14 条 町長は、助成対象者が偽りその他不正な手段に助成金の交付を受けたときは、助成金の交付の決定を取り消し、若しくは、既に交付した助成金の返還を命じることができる。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、助成対象者に高原町お試し滞在宿泊費等助成金交付取消通知書（様式第 10 号）、又は高原町お試し滞在宿泊費等助成金返還命令通知書（様式第 11 号）によって通知する。

（助成金の返還）

第 15 条 前条の規定により助成金の返還の請求を受けた助成対象者は、当該助成金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 3 月21日から施行し、平成29年度の予算にかかる笑顔あふれるたかはる創造事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行し、平成31年度の予算に係る高原町お試し滞在利用事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る高原町お試し滞在利用事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る高原町お試し滞在宿泊費等助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度の予算に係る高原町お試し滞在宿泊費等助成金から適用する。